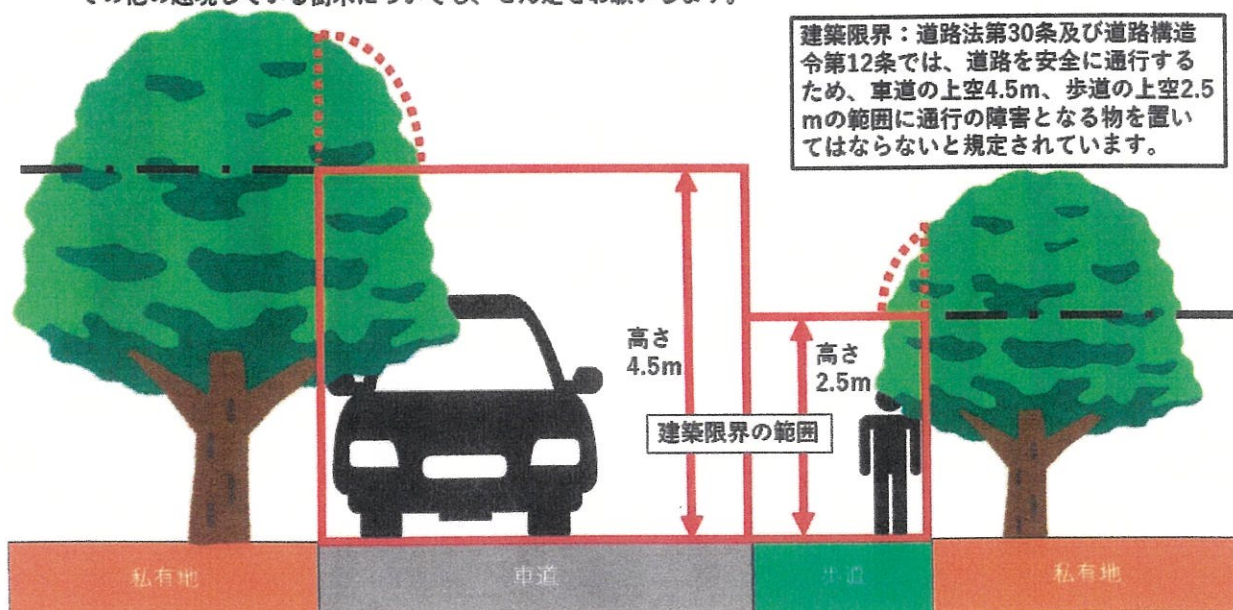


道路に越境した樹木等のせん定・伐採にご協力をお願いします

私有地から車道や歩道に樹木等の枝葉の一部が越境していると、車両や歩行者の通行の妨げになり、事故等の原因となるため危険です。安全確保のため下図の範囲の枝葉を土地所有者でせん定・伐採していただくようお願いします。

○せん定・伐採が必要となる範囲

- ・車道高さ4.5m以内または歩道高さ2.5m以内に越境している樹木は、すみやかなせん定をお願いします。
- ・その他の越境している樹木についても、せん定をお願いします。



道路に越境した樹木等を発見した場合

道路に越境した樹木等を発見した場合は、町に連絡をいただくと同時に、地域の方にもご協力をいただき、土地所有者等へのお声がけをいただきますようお願いいたします。

寒川町HP



お問い合わせ先
道路課管理担当

住所：253-0196

神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

電話：0467-74-1111（内線：311、312、313）